

審 査 基 準

令和 6 年 7 月 14 日 作成

法 令	名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項	：第 7 条の 3 第 1 項
処 分 の 概 要	：猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の更新
原権者（委任先）	：愛知県公安委員会
法 令 の 定 め：	銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条の 2（許可の申請）、第 5 条第 1 項第 2 号～第 1 8 号、第 2 項～第 5 項（許可の基準）、第 5 条の 2（第 6 項を除く。）（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の基準の特例）、第 7 条の 3 第 1 項 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第 1 1 条（銃砲等又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病气）、第 1 2 条（銃砲等の構造又は機能の基準）、第 1 3 条（猟銃等講習会の講習課程修了者と同等以上の知識を有する者）、第 1 4 条（猟銃の所持が許可される 2 0 歳未満の者についての推薦）、第 1 5 条（人の生命又は身体を害する罪等）、第 1 6 条（現に所持している猟銃と同種類の猟銃の所持が許可される射撃競技選手に係る射撃競技等）、第 1 7 条（猟銃の所持の許可の基準の特例）、第 1 8 条（ライフル銃の所持が許可される射撃競技選手に係るライフル射撃競技等）、第 2 0 条（クロスボウ講習会の講習課程修了者と同等以上の知識を有する者） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 1 条（届出及び申請の手続）、第 9 条（申請書の様式等）、第 1 0 条（申請書に添付する医師の診断書）、第 1 1 条（申請書の添付書類）、第 1 9 条（猟銃又は空気銃の構造又は機能の基準）、第 3 4 条（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新の手続） 猟銃の口径の長さの特例に関する規則 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則
審 査 基 準	：別紙のとおり
標 準 処 理 期 間	：定めない。 銃砲刀剣類所持等取締法第 7 条の 3 及び同法施行規則第 3 4 条の規定による。
申 請	先：申請者の住居地又は法人の事業場の所在地を管轄する警察署の生活安全課窓口
問 合 せ	先：愛知県警察本部 生活安全部 保安課 銃砲危険物係 電話 052-951-1611 内線3176
備 考	：